

議案第7号

特別職の職員の特別退職手当に関する条例及び教育長の特別退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

特別職の職員の特別退職手当に関する条例及び教育長の特別退職手当に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和5年2月15日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

特別職の職員の特別退職手当に関する条例及び教育長の特別退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の特別退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の特別退職手当に関する条例(昭和33年守口市条例第1号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、市長、副市長及び水道事業管理者(以下「職員」という。)に支給する特別退職手当について定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p><b>第2条</b> <u>職員が退職した場合にはその者に、死亡した場合にはその遺族に、退職手当を支給する。</u></p> <p>(退職手当の支給額)</p> <p><b>第3条</b> <u>退職手当の支給額は、退職又は死亡の日におけるその者の給料月額に、在職1カ月につきそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)から(3)まで 略</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、市長、副市長及び水道事業管理者(以下「特別職の職員」という。)に支給する特別退職手当について定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p><b>第2条</b> <u>特別職の職員が任期満了その他の理由により退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に退職手当を支給する。</u></p> <p>(退職手当の支給額)</p> <p><b>第3条</b> <u>退職手当の支給額は、任期満了その他の理由により退職した日(以下「退職日」という。)におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)から(3)まで 略</p>

(在職期間の計算)

第4条 在職期間は日をもつて計算し、1カ月未満の端数は、切り捨てる。

2 前項に規定する在職月数は、特別職の職員となった日から退職日までの月数（1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。）とする。

3 退職手当の支給は、特別職の職員の任期ごとに行う。

(他の地方公共団体等の職員から引き続いて特別職の職員となった者の特例)

第4条 他の地方公共団体の職員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する国家公務員（以下「他の地方公共団体等の職員」という。）であって、その者に対する退職手当に関する規定に基づく退職手当の支給を受けないで引き続き特別職の職員（市長を除く。以下この条において同じ。）となったものに係る当該規定に基づく退職手当の算定の基礎となるべき勤続期間は、その者の特別職の職員としての在職期間に通算する。

2 前項に規定する者が退職した場合において、引き続き他の地方公共団体等の職員となったときは、この条例による退職手当は、支給しない。

3 第1項に規定する者が退職した場合において、引き続き特別職の職員となったときは、前条第3項の規定にかかわらず、当該退職に係る退職手当は、支給しない。

4 第1項に規定する者が退職した場合の退職手当の額は、次に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額の合計

(退職手当の支給方法等)

**第5条** この条例に定めるもののほか、退職手当の支給方法、支給制限、支給の差止め、返納等に関しては、職員の退職手当に関する条例(昭和38年守口市条例第27号)の例による。

第6条 略

額とする。

(1) 特別職の職員としての在職期間 特別職の職員としての在職期間 (次号に規定する他の地方公共団体等の職員としての勤続期間を除く。)を基礎として、前条の規定により計算して得た額 (前項の規定の適用を受けた者にあつては、任期ごとに同条の規定により計算して得た額の合計額)

(2) 第1項の規定により特別職の職員としての在職期間に通算される他の地方公共団体等の職員としての勤続期間 他の地方公共団体等の職員を退職した日における給料月額及び他の地方公共団体等の職員としての勤続期間を基礎として、職員の退職手当に関する条例(昭和38年守口市条例第27号)の規定により計算して得た額

(退職手当の支給方法等)

**第5条** この条例に定めるもののほか、退職手当の支給方法、支給制限、支給の差止め、返納等に関しては、職員の退職手当に関する条例の例による。

第6条 略

<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 略 (退職手当の支給額の特例)</p> <p>2 当分の間、<u>第3条</u>の規定の適用については、<u>同条第1号</u>中「100分の46」とあるのは「100分の23」と、<u>同条第2号</u>中「100分の35」とあるのは「100分の21」と、<u>同条第3号</u>中「100分の15」とあるのは「100分の12」と、<u>同条第4号</u>中「100分の12」とあるのは「100分の11」とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 略 (退職手当の支給額の特例)</p> <p>2 当分の間、<u>第3条第1項</u>の規定の適用については、<u>同項第1号</u>中「100分の46」とあるのは「100分の23」と、<u>同項第2号</u>中「100分の35」とあるのは「100分の21」と、<u>同項第3号</u>中「100分の12」とあるのは「100分の11」とする。</p>
---	--

(教育長の特別退職手当に関する条例の一部改正)

**第2条** 教育長の特別退職手当に関する条例（昭和37年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 略</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p><b>第2条</b> 教育長が<u>退職した場合</u>にはその者に、死亡した場合はその遺族に、退職手当を支給する。</p> <p>(退職手当の支給額)</p> <p><b>第3条</b> 退職手当の支給額は、<u>退職又は死亡の日</u>におけるその者の給料月額に、<u>在職1カ月につき100分の12</u>を乗じて得</p>	<p>第1条 略</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p><b>第2条</b> 教育長が<u>任期满了その他の理由により退職した場合</u>には、<u>その者（死亡による退職の場合には、その遺族）</u>に退職手当を支給する。</p> <p>(退職手当の支給額)</p> <p><b>第3条</b> 退職手当の支給額は、<u>任期满了その他の理由により退職した日（以下「退職日」という。）</u>におけるその者の給</p>

た額とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間は日をもつて計算し、1カ月未満の端数は、切り捨てる。

料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、100分の12を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する在職月数は、教育長となった日から退職日までの月数（1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。）とする。

3 退職手当の支給は、教育長の任期ごとに行う。

(他の地方公共団体等の職員から引き続いて教育長となった者の特例)

第4条 他の地方公共団体の職員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する国家公務員（以下「他の地方公共団体等の職員」という。）であって、その者に対する退職手当に関する規定に基づく退職手当の支給を受けないで引き続き教育長となったものに係る当該規定に基づく退職手当の算定の基礎となるべき勤続期間は、その者の教育長としての在職期間に通算する。

2 前項に規定する者が退職した場合において、引き続き他の地方公共団体等の職員となったときは、この条例による退職手当は、支給しない。

3 第1項に規定する者が退職した場合において、引き続き教育長となったときは、前条第3項の規定にかかわらず、当該退職に係る退職手当は、支給しない。

4 第1項に規定する者が退職した場合の退職手当の額は、

(退職手当の支給方法等)

**第5条** この条例に定めるもののほか、退職手当の支給方法、支給制限、支給の差止め、返納等に関しては、職員の退職手当に関する条例(昭和38年守口市条例第27号)の例による。

第6条 略

次に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 教育長としての在職期間 教育長としての在職期間  
(次号に規定する他の地方公共団体等の職員としての勤続期間を除く。)を基礎として、前条の規定により計算して得た額(前項の規定の適用を受けた者にあつては、任期ごとに同条の規定により計算して得た額の合計額)

(2) 第1項の規定により教育長としての在職期間に通算される他の地方公共団体等の職員としての勤続期間  
他の地方公共団体等の職員を退職した日における給料月額及び他の地方公共団体等の職員としての勤続期間  
を基礎として、職員の退職手当に関する条例(昭和38年守口市条例第27号)の規定により計算して得た額

(退職手当の支給方法等)

**第5条** この条例に定めるもののほか、退職手当の支給方法、支給制限、支給の差止め、返納等に関しては、職員の退職手当に関する条例の例による。

第6条 略

附 則

1 略

(退職手当の支給額の特例)

- 2 当分の間、第3条の規定の適用については、同条中「100分の12」とあるのは「100分の11」とする。

附 則

1 略

(退職手当の支給額の特例)

- 2 当分の間、第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは「100分の11」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。